

日野町空き家情報登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日野町の空き家情報を提供することにより定住促進に結びつけ、地域の活性化を図る空き家情報登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報登録制度 日野町内に存する空き家（空き家となる予定のものも含む。以下「空き家」という。）に関する情報登録及び空き家の利用を希望するもの（以下「利用希望者」という。）に関する情報登録を通して、登録された空き家所有者（以下「所有者」という。）及び利用希望者に対して両者の紹介を行うことをいう。
- (2) 空き家所有者 当該空き家に係る所有権または賃借もしくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家利用希望登録者 空き家利用、または購入を希望し、申し込みを行った者で、日野町長（以下「町長」という。）より登録の通知を受けたものをいう。

(空き家の登録の申し込み等)

第3条 空き家に関する登録を受けようとする所有者は、日野町空き家情報登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、日野町空き家情報登録台帳（様式第2号）に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知（様式第3号）するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、登録が適当と認めるものは、当該所有者に対して、同制度による登録を勧めることができる。

(空き家登録者に係る登録事項の変更の届け出)

第4条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家情報登録台帳の登録抹消)

第5条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき、又は空き家情報登録の抹消の届出があったとき、またその他、町長が登録の継続が適当でないと認めたときは、当該空き家情報登録を抹消するとともに、その旨を空き家登録者に通知（様式第7号）するものとする。

(利用希望者の登録の申し込み等)

第6条 利用希望者に関する登録を受けようとするときは、日野町空き家利用希望者情報登録申込書（様式第4号）と誓約書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、次に該当するものを日野町空き家利用希望者登録台帳（様式第6号）に登録しなければならない。

(1) 空き家に定住し、地域の活性化に寄与しようとする者。

(2) その他町長が適当と認めた者。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望申込者に通知（様式第7号）するものとする。

(空き家利用希望登録者に係る登録事項の変更の届け出)

第7条 空き家利用希望登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家利用希望者台帳の登録抹消)

第8条 町長は、空き家利用希望登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。その場合、その旨を利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用目的等が第6条第2項の規定に該当しないとき。

(2) 空き家を使用することにより、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害すると認められた時。

(3) 申請内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家利用希望登録者から登録抹消の申し出があったとき。

(5) その他町長が登録の継続が適当でないと認めたとき。

(紹介等)

第9条 町長は必要に応じて、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、

各登録台帳に登録された、有用な情報を提供するものとする。

2 町長は、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

3 契約後のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(適用上の注意)

第10条 この要綱は、本制度以外による空き家の取引を規制するものではないものとする。

2 空き家利用希望登録者に関しては、その同意があれば、日野総合事務所長、日南町長及び江府町長と情報を共有するものとする。

3 空き家所有者及び空き家利用希望登録者は空き家情報登録制度で得た情報について、利用目的に沿って利用し、多目的に使用してはならないものとする。

(個人情報の保護)

第11条 本要綱の規定に基づき、台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、日野町個人情報保護条例に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月18日から施行する。

日野町空き家情報登録申込書

平成 年 月 日

日野町長

様

申込者

住 所 〒

ふりがな
氏 名

電話番号

昼間連絡先

次のとおり、空き家等登録したいので申し込みます。

申込者の権利関係	・土地及び建物所有者 ・その他（詳しく：）	
空き家の所在地	日野町 (自治会)	
空き家の状況	建 築 時 期	
	空き家になった時期	昭和・平成 年 月頃
	用 途	住宅・その他 ()
	構 造	木造・その他 ()
	(間取り図別紙)	平屋建て・二階建て・一部二階建て
	建 築 面 積	m ² ・坪
	延 べ 床 面 積	m ² ・坪
	飲 用 水	町上水道・井戸水等 (共同・単独)
	バ ス	電気・ガス・灯油・まき
	キ ッ チ ン	電気・ガス
	ト イ レ	水洗 (町下水道・合併浄化槽)・汲み取り 洋式・和式
テ レ ビ	個別アンテナ・共同アンテナ	
意 向	売 却 価 格	円 (税込)
	家 賃	円/月【保証金有(円)・無】
	ペットの飼育	可 (室内・屋外)・不可
	ホームページ掲載	可 (町・県)・不可
付 帯 物 件	田 ・ 畑	
	駐 車 場	有 (台分)・無
	そ の 他	
特 記 事 項 等	そ の 他	・電気…中国電力、ガス…プロパンガス

本申込書の記載事項に偽りはなく、日野町空き家情報登録要綱の趣旨を理解した上で申し込みます。また、登録台帳の内容について空き家利用希望者に情報提供することに同意します。

氏 名

印

日野町空き家情報登録台帳

平成 年 月 日現在

空き家の所在地	日野町内	
空き家の状況	建築時期	
	空き家になった時期	昭和・平成 年 月頃
	用途	住宅・その他 ()
	構造 (間取り図別紙)	木造・その他 ()
		平屋建て・二階建て・一部二階建て
	建築面積	m ² ・坪
	延べ床面積	m ² ・坪
	飲用水	町上水道・井戸水等 (共同・単独)
	バス	電気・ガス・灯油・まき
	キッチン	電気・ガス
	トイレ	水洗 (町下水道・合併浄化槽) ・汲み取り
	テレビ	個別アンテナ・共同アンテナ
意向	売却価格	円
	家賃	円/月 【保証金 有 (円) ・ 無】
	ペットの飼育	可 (室内・屋外) ・ 不可
	ホームページ掲載	可 (町・県) ・ 不可
付帯物件	田・畑	
	駐車場	有 (台分) ・ 無
	その他	
特記事項	その他	・電気…中国電力、 ガス…プロパンガス

様式第3号

平成 年 月 日

様

日野町長

日野町空き家の登録について（通知）（新規登録・変更登録・登録抹消）

このことについて、別添のとおり登録（新規登録・変更登録・登録抹消）しましたので、通知します。

様式第4号

日野町空き家利用希望者情報登録申込書

平成 年 月 日

日野町長

様

申込者

住 所 〒

ふりがな
氏 名

電話番号

昼間連絡先

E-mail

次のとおり、空き家情報の提供を受けたいので申し込みます。

利用の方法	利用目的	住宅 その他（ ）
	定住等の別	定住・定期的利用 その他（ ）
希望条件	利用人数	人（申込者含む）
	購入希望価格	円（税込）
	賃貸希望家賃	円／月額
	ペットの飼育	有（室内・屋外）・無
	その他	
希望する連絡方法	郵送・電話・ファクシミリ・E-mail その他（ ）	
各種案内	要 ・ 不要	
備考		

上記の内容について、空き家所有者に情報提供することに同意します。

氏 名

印

誓 約 書

平成 年 月 日

日野町長 様

わたしは、空き家情報登録制度による、空き家利用希望者に関する登録にあたり、制度の趣旨を理解した上で申し込みます。申込書記載事項に偽りはなく、空き家情報登録要綱第6条及び第8条に規定する登録条件等に抵触することのないことを誓約いたします。

なお、この事業で得た情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用することはありません。

また、空き家を利用することになった時には、日野町の在住者としての自覚を持ち、地域の活性化と協調連帯に努めることを誓います。

住 所 _____

氏 名 _____

様式第6号

日野町空き家利用希望者登録台帳

平成 年 月 日

登録者

住 所 〒 _____

ふりがな
氏 名 _____

電話番号 _____

昼間連絡先 _____

E-mail _____

利用の方法	利用目的	住宅 その他 ()
	定住等の別	定住・定期的利用 その他 ()
希望条件	利用人数	人 (申込者含む)
	購入希望価格	円 (税込)
	賃貸希望家賃	円/月額
	ペットの飼育	有 (室内・屋外) ・ 無
	その他	
希望する連絡方法	郵送・電話・ファクシミリ・E-mail その他 ()	
各種案内	要 ・ 不要	
備考		

様式第7号

平成 年 月 日

様

日野町長

日野町空き家利用希望者の登録について（通知）
（新規登録・変更登録・登録抹消）

このことについて、別添のとおり登録（新規登録・変更登録・登録抹消）しましたので、通知します。